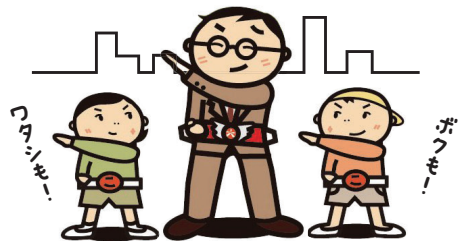


**大人が変われば、
子どもも変わる。**



せいしょうねん（堺市青少年指導員のてびき）

編集・発行：堺市 子ども育成課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL：072-228-7457 FAX：072-228-8341
mail：koikusei@city.sakai.lg.jp

令和7年9月発行

せいしょうねん

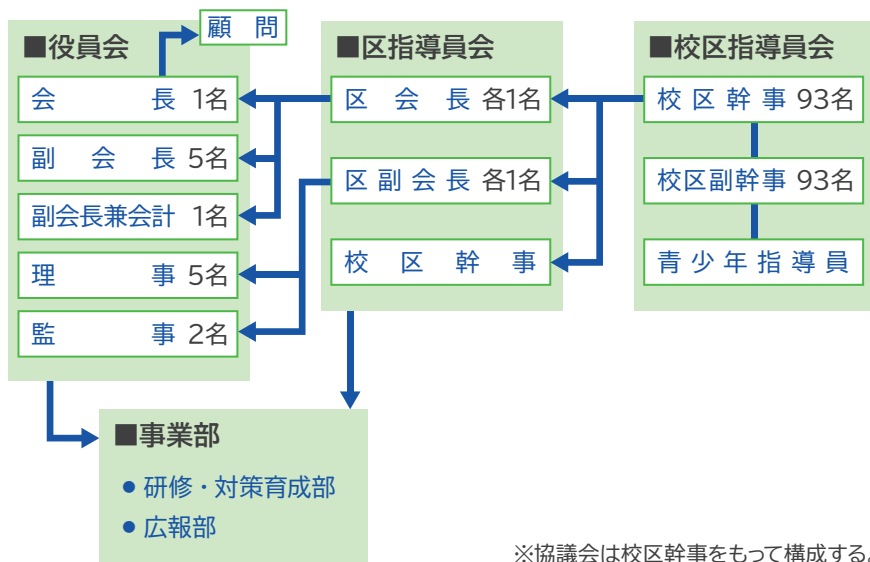
（堺市青少年指導員のてびき）



目次

■堺市青少年指導員連絡協議会組織図	1
■青少年指導員とは	2
■校区活動例	4
■その他の活動	6
■青少年問題に関する主な相談機関	7
■青少年指導員活動中の事故に対する 傷害保険及び賠償責任保険	9
■堺市青少年指導員要項	10
■堺市青少年指導員連絡協議会規約	11
■大阪府青少年健全育成条例（概要）	13

堺市青少年指導員連絡協議会組織図



1 青少年指導員とは

青少年が健全に成長できるよう、地域において、より良い人的・物的環境をつくる推進役であり、小・中学校や自治会など関係機関・地域団体と密接な連携を取りながら、青少年健全育成事業・啓発活動・青少年団体の育成・指導者の養成・環境浄化等の活動を行う有志のボランティアです。

2 地域活動始める前に

地域の青少年の実情や自治会、関係機関、地域団体の状況等を把握し、より良い効果をあげるため、校区幹事、校区副幹事を中心に校区青少年指導員会で地域に適した活動計画をたててください。その際には、メンバー構成（経験、人数、年齢等）を考慮のうえ、計画に無理がないよう注意してください。

青少年健全育成事業の対象は、青少年のみを考えるのではなく、『大人が変われば、子どもも変わる』という認識を持ち、大人も啓発の対象として考え、一時的な活動や一つの事業だけを実施するのではなく、継続性や発展性を考慮して活動を計画・実施してください。

3 対象とする青少年の年齢

青少年指導員活動において、対象とする青少年の年齢は、それぞれの地域・活動内容によって異なりますが、おおむね小学生から18歳までが基本となっています。もちろん、小学校入学前の幼児や成人した青年を対象から除外するというのではなく、小・中学生のみを活動対象にしている校区にあっても、18歳までの青年を対象とした活動をしなければならないということではありません。

注意とお願い

- ◆青少年指導員活動は、あくまでボランティア活動であることを念頭に、青少年に対し、高圧的な言動・態度にならないよう注意してください。
- ◆活動内容、規模、対象、場所等に応じ青少年指導員OBや自治会関係者、指導員以外の青少年健全育成関係者からの意見も参考にし、場合によっては協力を求めてください。
- ◆青少年健全育成と非行対策は表裏一体であり、どちらかだけに力を入れるのではなく、両者に対するバランスが取れた取組があってはじめて有効に機能します。
- ◆青少年健全育成活動には、継続性・発展性が求められます。改選に際しては、連合自治会はもとよりこども会の指導者、小・中学校、PTA役員、その他青少年指導者の皆様とご相談いただき、青少年健全育成活動がより一層充実できますようご配慮ください。

4 任期（1期2年）における市及び区単位での主な活動スケジュール

■1年目（改選期）

4月	
5月	区民まつり（東）
6月	総会・指導員証交付式・感謝状贈呈式
7月	堺大魚夜市
8月	市内一斉巡回
9月	
10月	区民まつり（中）
11月	区研修会 区民まつり（堺・西・南・北・美原）
12月	施設研修会
1月	二十歳の集い
2月	中央研修会 泉北ブロック研修会
3月	

■2年目

4月	
5月	区民まつり（東）
6月	総会
7月	堺大魚夜市 施設研修会
8月	市内一斉巡回
9月	
10月	区民まつり（中）
11月	区研修会 区民まつり（堺・西・南・北・美原）
12月	
1月	二十歳の集い
2月	中央研修会 泉北ブロック研修会
3月	

※上記スケジュールは社会情勢等を鑑みて随時変更となる場合があります。

※校区での活動（巡回やイベント など）スケジュールは校区幹事に確認してください。

主な活動内容

- 区民まつり／缶バッジ作りや啓発活動
- 総会／協議会の事業報告及び計画・予算決算などの決議
- 堺大魚夜市／巡回や啓発活動
- 市内一斉巡回／毎年8月第1週の土曜日に市内全域での巡回活動
- 区研修会／区単位で青少年指導員の資質向上を目的とした研修
- 施設研修会／施設見学や体験学習を通じ青少年指導員の知識向上を目的とした研修
- 二十歳の集い／二十歳の集いに関する企画や式典当日の運営への協力
- 中央研修会／青少年指導員として活動する上での資質向上を目的とした研修
- 泉北ブロック研修会／泉北ブロック（堺市・泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町）単位での合同研修

青少年指導員のホームページ

堺市ホームページに青少年指導員の活動や青少年に関わる関係法令を掲載しています。

青少年指導員として活動する際の参考にしてください。



校区活動例（こども会等との共催行事を含む）

●指導員の資質向上

指導員自身の資質の向上を図り、効果的な活動の企画・実施をめざす。

●大人の意識改革

大人がこどもに与える影響の大きさを再認識し、家庭だけでなく地域も一緒になって青少年の育成に取り組むことが必要なことを地域によびかける。

●家庭・地域・学校園の協働

家庭・地域・学校園が協働することの大切さを地域に理解してもらう。

各中学校区青少年健全育成協議会には、青少年に関する様々な分野の地域団体関係者が参画しているため、それぞれの特性を発揮し積極的に運営（活動）に携われば、個別に活動するよりも大きな成果が期待できる。



音楽会



ジョギング大会

●家庭・地域のコミュニケーションの促進・連帯意識の醸成

地域内の連帯をはかり、家庭・地域のコミュニケーションづくりを行い、こどもたちを地域ぐるみで守り育てようという意識を醸成する。



キャンプ

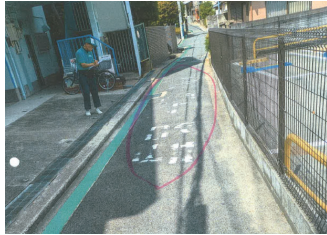


ラジオ体操

校区活動例（こども会等との共催行事を含む）

●社会環境の浄化

社会環境がこどもに及ぼす影響が大きいことから、地域ぐるみで、こどもを取り巻く環境の浄化を行う。



通学路の点検



清掃活動

●交流事業

異なる文化・考え方等に触れることによりこどもたちや大人自身の視野を広げる。

●巡回指導

夜間等に出歩く青少年に、顔見知りの関係づくりも兼ねた声掛け運動を行う。



巡回活動

【巡回指導の留意事項】

- ・腕章の着装・堺市青少年指導員証の携帯
- ・活動は複数で行う
- ・法的に特別の権限を付与された活動ではない
- ・犯罪行為を目撃した場合はすぐに110番通報 など

【参考】



少年非行防止活動ネットワーク
街頭巡回声掛け活動の手引き
【発行：大阪府】

その他の活動

●青少年健全育成協議会

各中学校区単位で、学校、家庭、地域などが協働し、地域ぐるみの青少年健全育成に向けた様々な取組を推進しています。

主に、地域フェスティバル・スポーツ大会や、青少年も参画した地域ボランティアなどを実施しています。

<各中学校区青少年健全育成組織の構成>

各中学校区青少年健全育成協議会は各校区の実情に応じ、おおむね次の機関・団体または委員等で構成しています。

- ・自治連合会 ・青少年指導員会 ・PTA ・こども会
- ・交通指導員会 ・主任児童委員、民生委員児童委員会
- ・スポーツ推進委員 ・防犯委員会 ・老人会 ・少年補導員
- ・少年補導協助力 ・保護司 ・小中学校、幼稚園
- ・その他校区の実情に応じた関係団体等

●こども110番

こどもたちが犯罪に巻き込まれる事件が頻発したことから、青少年育成大阪府民会議では、こどもが安心して暮らせる環境を確保するために平成9年度から「こども110番の家」運動を始めました。

堺市でも「地域のこどもを地域で守ろう」を目的に、学校、家庭、各種団体、関係機関等が連携し、こども110番の旗等の活動を行っています。

未来を担うこどもたちが安全安心に暮らせるよう、青少年指導員の皆様のご協力をお願いします。



こどもたちが被害に遭わないための5つの約束

- 1 一人で遊びません
- 2 知らない人について行きません
- 3 つれて行かれそうになったら大声を出して助けをもとめ、「こども110番の家」へにげこみます
- 4 だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言うてから出かけます
- 5 お友だちがつれて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます

青少年問題に関する主な相談機関

不登校・いじめ・発達障害などの学校生活や家庭教育にかかる相談

●教育センター

利用日時:火～土曜日 9:00～17:30

問合せ先:072-270-8121(予約制)

●人権ふれあいセンター

利用日時:火～土曜日 9:00～17:30

問合せ先:072-245-2527(予約制)



●こころホーン

利用日時:24時間・365日

問合せ先:072-270-5561

ひきこもり、ニート、ヤングケアラーなどの困難を抱える若者等の相談窓口

●堺市ユースサポートセンター

利用日時:月～金曜日 9:00～17:30

問合せ先:072-248-2518



少年の問題行動や非行に関する相談

●グリーンライン

利用日時:月～金曜日 9:00～17:45

問合せ先:06-6944-7867



●大阪府堺少年サポートセンター

利用日時:月～金曜日 9:00～17:45

問合せ先:072-274-2355

こどもと家庭の様々な相談

●各区子育て支援課(家庭児童相談)

利用日時:月～金曜日 9:00～17:30

問合せ先:各区役所子育て支援課



●堺市子ども相談所

利用日時:月～金曜日 9:00～17:30

問合せ先:072-245-9197

子育てメール相談

主に就学前のこどもを持つ方を対象に子育ての悩みなどをメールで相談できます。



親子のための相談LINE

親やきょうだいのことで困っていることや子育ての悩みなどをLINEで相談できます。



堺市子ども虐待ダイヤル・児童相談所虐待対応ダイヤル

(24時間・365日対応)

虐待かもと思ったら、すぐにお電話ください。



その他様々な悩みについての相談

堺市の相談機関一覧をホームページに掲載しています。悩みや問題に応じてご利用ください。



青少年指導員活動中の事故に対する「傷害保険及び賠償責任保険」

青少年指導員活動中に発生した事故によって、指導員自身がケガあるいは死亡した場合、また、指導員の責任によって、子ども等を負傷または死亡させた場合に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、活動を円滑にできるようにしています。

■傷害保険（指導員自身が死亡、または負傷した場合）

- ①死亡・後遺障害 15,000,000円(限度額)
- ②入院1日につき 3,000円(1事故につき180日限度※¹)
- ③通院1日につき 1,500円(1事故につき90日限度※¹)

※¹事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院又は通院が対象です。

※活動中の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガは対象外です。

■賠償責任保険

(指導員の過失により、活動参加中の青少年または第三者に傷害等を及ぼした場合)

対人・対物共通 3億円(限度額)

※活動中の名誉棄損・プライバシー侵害は対象外です。

事故が起きた時

事故が発生した時はすみやかに校区幹事（または校区副幹事）を通じ、事故内容を事務局までご連絡ください。手続きにつきましては事務局の指示にしたがってください。（提出書類をお渡します。）

備 考

- ①本協議会または各校区青少年指導員会が主催・共催する事業など、青少年指導員としての活動が対象です。（指導員が青少年等を活動場所へ送迎する場合を含む。）
- ②自家用車での送迎中の事故は、個人で加入いただいている自動車保険での対応となりますのでご注意ください。
- ③令和5年4月1日から改正道路交通法の施行により、全ての年齢層で自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になりましたが、ヘルメットの着用の有無で保険適用には変わりありません。
- ④任期中中に指導員の変更・追加等があった場合は、速やかに「変更・追加届」を事務局までご提出ください。

問合せ先

堺市青少年指導員連絡協議会事務局(堺市子ども育成課内)
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL:072-228-7457(直通) FAX:072-228-8341

堺市青少年指導員要項

1 目 的

この要項は、明るい近隣社会づくりにむけ、地域が一体となり未来を担う青少年の健全育成活動を行うため、その主体となる有志の堺市青少年指導員(以下「指導員」という。)について必要な事項を定める。

2 選 任

市長は、校区自治連合会長からの推薦(校区自治連合会が組織されていない校区にあっては、堺市青少年指導員連絡協議会長からの推薦)に基づき指導員を選任する。推薦基準については、次のとおりとし、選任された者に対し堺市青少年指導員証を交付する。

- (1)20歳以上である者。ただし、初めて指導員に推薦される場合はおおむね60歳未満が望ましい。
- (2)当該小学校区に居住し、社会的信望のある者
- (3)青少年健全育成活動について理解と熱意をもち、青少年の育成指導に実績のある者、又は今後その期待ができる者

3 学校長への通知

市長は、指導員の活動の円滑な実施に資するため、選任した指導員の氏名等について当該校区の小・中学校長へ通知するものとする。

4 任 期

任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年とする。

ただし、再任は妨げない。なお、改選期に際しては、各校区において次期青少年指導員が選任されるまで、前任者がその職を行う。また、転出等やむを得ない理由があると認められるときは、任期中においても解任するものとする。なお、この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 報 酬

指導員は、無報酬とする。

6 青少年指導員会

指導員は、青少年健全育成活動を円滑かつ効果的に推進し、及び実施するために、各小学校区において校区青少年指導員会(以下「指導員会」という。)を組織するものとする。

7 定 数

各指導員会を構成する指導員の定数は、各校区の実情や活動内容等に応じた人数とする。

8 校区幹事及び校区副幹事

指導員会は、その代表者として校区幹事1人を置き、その任務は、次のとおりとする。なお、その任務を補佐させ、又は代理させるために校区副幹事1人を置く。

- (1)地域ぐるみの青少年健全育成活動の総轄
- (2)小・中学校及び地域団体等との連携
- (3)堺市青少年指導員連絡協議会活動への参画
- (4)堺市との連絡調整

9 活 動

指導員会は、関係機関及び地域団体等との密接な連携を保ちながら、地域において有意義であると認められる青少年健全育成活動を自主的に推進し、及び実施するものとする。また、指導員は、相互の情報交換を行うとともに関係機関等が行う研修事業に積極的に参加し、指導員としての資質向上に努めるものとする。

附 則 この要項は、平成13年4月1日から施行する。
この要項は、平成15年4月1日から施行する。
この要項は、平成25年4月1日から施行する。
この要項は、令和7年2月1日から施行する。

堺市青少年指導員連絡協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、堺市青少年指導員連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課に置く。

(構成員)

第3条 協議会は、堺市青少年指導員要項に定める校区幹事をもって構成する。また校区幹事は、各区において区青少年指導員会を組織する。

(目 的)

第4条 協議会は、堺市青少年指導員要項に定める青少年指導員会(以下「指導員会」という。)相互の連絡協調を図り、また青少年指導に関する諸問題の研究協議を行い、もって地域における青少年健全育成活動を円滑かつ、効果的に推進することを目的とする。

(事 業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)指導員会相互の連絡調整、情報交換に関すること。
- (2)関係機関及び関係団体との連絡提携に関すること。
- (3)青少年指導についての専門的知識及び技能修得のための研究協議に関すること。
- (4)青少年指導員の資質の向上を目的とする研修会の開催及び資料の発行に関すること。
- (5)青少年指導員活動の啓発宣伝に関すること。
- (6)その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 組 織

(役 員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	5名
副会長兼会計	1名
理事	5名
監事	2名

(役員の選出)

第7条 役員は、次の方法により選出する。

- (1)各区において、校区幹事の互選により区会長及び区副会長を各1名選出する。
- (2)会長、副会長及び会計(副会長兼務)は、区会長の互選により選出し、総会において承認する。
- (3)理事及び監事は区副会長の互選により選出し、総会において承認する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1)会長は、会務を総轄し、協議会を代表する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。
- (3)会計は、協議会の経理を処理する。会計に事故あるとき、又は会計が欠けたときは、会長が副会長の中からその職務代行者を指名する。
- (4)理事は、本会の目的を達成するための職務を遂行する。
- (5)監事は、本会の経理を監査し、総会に報告する。監事に事故あるとき、又は監事が欠けたときは、会長が理事の中からその職務代行者を指名する。
- (6)区会長は、各区の会務及び活動を総轄する。
- (7)区副会長は、区会長を補佐し、区会長に事故あるとき、又は区会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の任期途中で就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期は青少年指導員の任期に準ずる。なお、役員の改選に際し、次期役員が選出されるまで、前任者がその職務を行う。

(顧 問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の事業や運営が円滑に行われるため、会長の要請に応じて助力する。

(事業部)

第11条 第5条の事業活動を円滑かつ積極的に推進するため、協議会に次の事業部を置く。なお、協議会が必要と認めたときは、臨時に事業部を置くことができる。

(1)研修・対策育成部

ア 青少年の指導育成に必要な専門的知識及び技能を修得し、青少年指導員としての資質の向上を図るための研修事業を企画立案し、実施運営にあたる。

イ 青少年の非行防止を図るため、青少年問題について研究し、具体策について協議する。

(2)広報部

青少年に関する調査活動及び青少年の育成に関する啓発広報活動にあたる。

2 各事業部は、校区幹事の互選により、区ごとに2名の部員を選出して構成する。

ただし、区会長及び区副会長は部員となることはできない。

3 前項の規定は、臨時に事業部を置いた場合に適用しない。

4 各事業部の部長は副会長から選出する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 協議会の会議(以下「総会等」という。)は次のとおりとする。

総会

区別会議

役員会

(総 会)

第13条 総会は年1回これを開催する。議長は出席者の中から選出する。

2 総会は予算、決算、事業計画その他重要事項を決議する。

(区別会議)

第14条 区別会議は、各区の校区幹事により構成し、随時区会長が招集する。

2 区別会議は、各区内の運営に関する事項を審議し、又は情報交換等を行う。

(役員会)

第15条 役員会は、役員で構成し、随時会長が招集する。議長は会長があたる。

2 役員会は、協議会の運営に関する事項について審議する。

3 会長は、役員が欠けたとき、欠けた役員の選出区で新たに選出された区会長及び区副会長に次の総会開催日までの間、役員会への出席を求めることができる。

(議決等)

第16条 総会等は、すべての構成員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数でこれを議決する。

2 総会等は、構成員の三分の一以上の請求があるときは、会長(区別会議においては区会長)はこれを招集しなければならない。

3 総会等の決議事項のうち、特に緊急を要するもの、又は災害や感染症の流行等やむを得ない事由により会議を開催できないと会長(区別会議においては区会長)が判断したときは、第13条から第15条までの規定にかかわらず、会長(区別会議においては区会長)が、書面又は電磁的記録により構成員の賛否を求めて、総会等の決議に代えることができる。

4 前項により処理された事項については、会長(区別会議においては区会長)が次の総会等又は書面若しくは電磁的記録において、これを報告する。

第4章 経 費

(経 費)

第17条 協議会の経費は、補助金、寄付金その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 附 則

(規約の変更)

第19条 規約の変更は、総会の承認を得なければならない。

(補 則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

(施行日)

第21条 本規約は昭和60年4月1日から施行する。

本規約は平成元年6月28日から施行する。

本規約は平成9年4月1日から施行する。

本規約は平成12年4月1日から施行する。

本規約は平成13年6月21日から施行する。

本規約は平成15年4月1日から施行する。

本規約は平成17年4月1日から施行する。

本規約は平成18年4月1日から施行する。

本規約は平成20年4月1日から施行する。

本規約は平成24年4月1日から施行する。

本規約は令和5年6月27日から施行する。

大阪府青少年健全育成条例（概要）

●大阪府青少年健全育成条例とは

大阪府青少年健全育成条例は、青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年を健全な成長を阻害する行為から保護し、青少年の健全な育成を図るため、大阪府が昭和59年に制定。



大阪府青少年
健全育成条例

●条例で定める青少年とは

18歳未満の者

＜以下、条例から一部抜粋＞

有害図書類を青少年に「見せない」

●青少年に有害な図書類の指定及び販売等の禁止(条例第13・14条)

①書店、ビデオ・CD・DVD等の販売・レンタル店、コンビニエンスストア、まんが喫茶など、図書類の販売、貸付け又は閲覧し、若しくは視聴させることを業とする者は、「13条指定図書類」を青少年に販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させたりすることを禁止しています。

【違反した場合 30万円以下の罰金】

②また、すべての府民は、上記の禁止されている行為を行わないよう努めなければなりません。

夜間に青少年を「立ち入らせない」

●夜間営業を行う施設への立入制限(条例第24条)

①遊技場（ゲームセンター）、ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェの営業者は、夜間に青少年を当該施設に立ち入らせてはなりません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
●16歳未満の者	午後7時から翌日の午前5時
●16歳未満の者で保護者同伴の場合 ●16歳未満の者に保護者の承諾を得た指導者の同伴のもと、ボウリング競技又はその練習を行わせる場合 ●16歳以上18歳未満の者	午後10時から翌日の午前5時

【違反した場合 30万円以下の罰金】

夜間に青少年を「外出させない」

●夜間に外出させない保護者の努力義務(条例第25条)

①保護者は、通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

対象となる青少年の区分	外出させてはならない時間帯
16歳未満の者	午後8時から翌日の午前4時
16歳以上18歳未満の者	午後11時から翌日の午前4時

●夜間の連れ出し等の禁止(条例第41条)

①何人も、保護者の承諾等を得ずに夜間（上記の時間帯）に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。

（電話、メール等での呼び出しによる場合も含みます。）

【違反した場合 30万円以下の罰金】

青少年から物品を「買わない」

●古物の買受け・物品の質受けの禁止(条例第23条)

①古物商は青少年から古物を買取りたり売買の仲介をしてはいけません。

※古物…「古物」とは、一度使用された物品や使用されない物品で、その用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分手入れしたものをいいます。例えば、まんが等の古本・ゲームの中古ソフト・中古DVD等の中古図書類も古物に該当します。

②質屋は青少年から物品を質に取って金銭を貸し付けてはいけません。

【違反した場合 30万円以下の罰金】

●着用済み下着の買受け等の禁止(条例第40・43条)

①何人も青少年から着用済み下着の買受けやその売却の受託、又はその売却の相手方の青少年への紹介をしてはいけません。

※着用済み下着…青少年が着用した下着をいい、青少年がこれに該当すると告げたものも含まれます。

②何人も青少年に対して着用済み下着の買受け等が行われ、又は青少年が着用済み下着の買受け等を行うことを知って、そのための場所を提供したりし、周旋したりしてはいけません。

【違反した場合 30万円以下の罰金】